

福島県外での最終処分までの主な流れ

中間貯蔵施設においては、搬入された除去土壌等を分別し、貯蔵物の特性（放射能濃度や有機物の含有状況）に応じた貯蔵を行います。その際、適切なモニタリング等を通じて、除去土壌及び廃棄物が長期間にわたり安全に貯蔵されていることを確認するなど、安全に集中的に管理することとしています。

最終処分については、「福島復興再生基本方針」（平成24年7月13日閣議決定）等において、「中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる。」旨、明らかにしているところ。このような方針を更に明確化すべく、法律にその内容を位置づけることとしています。

最終処分の方法については、放射能の物理的減衰、今後の技術開発の動向などを踏まえつつ、幅広く情報収集をしながら具体化していきます。

現時点では、次のように進めることとし、並行して、県外最終処分に係る全国民的な理解の醸成を図ることを想定しています。

1. 研究及び技術開発

ステップ1 国内外における関連する研究及び技術開発の動向把握（減容化技術、放射性物質除去技術等）

ステップ2 今後の研究及び技術開発の方向性の検討。併せて、中間貯蔵施設の研究等施設における研究内容等の検討、調整、施設整備

ステップ3 研究及び技術開発の推進等

＜研究及び技術開発の具体例＞

- ・ 最終処分に向けた除去土壌等の減容化の開発・実証
- ・ 放射性物質の効果的な分離技術の研究開発・実証
- ・ 土木資材等としての再生資源化に係る研究開発・実証
- ・ 中間貯蔵施設からの取り出し技術の開発・実証

上記ステップ1～3については、継続的に実施することとし、新たな知見や検討の進展については、その都度、可能な限り、以降のステップに反映させることとする。

2. 減容化、再生資源化、最終処分に係る取組

最終処分地に係る具体的な検討を実施する前に、まずは、方向性の検討を行います。

ステップ4 減容化、再生資源化等の可能性の検討等を踏まえた最終処分の方向性の検討

- ・ 土壌等の性状に応じた各種減容化技術の適用、再生資源化の可能性の検討
- ・ 再生資源化された土壌等を受け入れ可能なプロジェクトの調査
- ・ 最終処分容量等の推定及び最終処分地に係る検討
- ・ 中間貯蔵施設からの取り出し方法、施設廃止や跡地利用の在り方等の検討

上記検討については、今後の技術開発の動向などを踏まえつつ、幅広く情報収集をしながら継続的に進めることとし、継続的に得られる検討の成果については、可能な限り、以降のステップに反映させることとします。

以降、減容化及び再生利用による最終処分必要量の削減及び中間貯蔵施設外への搬出と並行して、最終処分が必要な量について、最終処分地に係る検討、整備を進めます。

ステップ5 最終処分地に係る調査検討、調整

ステップ6 最終処分地の整備

ステップ7 最終処分地への搬入開始

ステップ8 最終処分完了